

## 健康くまもと21推進会議部会運営要領

制定 平成30年 3月28日 市長決裁

改正 令和 2年10月30日 健康福祉局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき設置する健康くまもと21推進会議部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 部会は、健康くまもと21推進会議会長が必要と認める、特定の事項、専門的な事項について調査審議を行う。

### (会議)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 第8条第1項の規定により健康くまもと21推進会議に置く部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 食の安全安心・食育部会
- (2) 歯科保健部会
- (3) がん部会

### (書面会議)

第4条 部会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、部会長はその後に招集される会議の前までに、速やかに審議の結果を報告しなければならない。

### (検討結果)

第5条 部会長は、健康くまもと21推進会議に部会における検討結果を報告するものとする。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課に置く。ただし、要綱第2条第1項第5号に掲げる事項の事務局は、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

### (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。